

もっと知りたい！ 町からのお知らせ

More Higashiura News

公募委員募集

■東浦町地域包括ケア 推進会議委員

地域包括ケアシステム構築にあたり、住民の皆さんの意見を反映するため、推進会議委員を公募します。

●募集人員 2名

工業統計調査に ご協力ください

平成30年工業統計調査を6月1日時点で実施します。工業の実態を明らかにすることを目的として、製造業

●資格

- ・地域包括ケアシステムに関心、熱意のある方
- ・平日に開催される推進会議に参加できる方

- ・平成30年4月1日現在、町内に住所を有する満18歳以上の方

※町議会議員および町職員は応募不可

●任期

依頼日から2年間

●開催回数

年1〜2回程度

※随時、部会、ワーキンググループの開催あり

●報酬

会議の出席1回につき10,000円

※4時間以内の場合は5,000円

●小論文のテーマ (400文字程度)

「地域の課題について
〜地域包括ケア〜」

●申し込み

5月25日(金)までに応募用紙(小論文含む)をファックス、メール、あいち電子

申請システム(町ホームページからリンク)、郵送(当日必着)または直接問い

合わせ先へ

※応募用紙は福祉課で配布
または町ホームページからダウンロード可

●選考方法
応募用紙により選考
※面接を行う場合あり
※結果は後日、文書で通知

●問い合わせ

福祉課 内線127

Fax (83) 3912

✉ fukushi@town.

aichi-higashiura.jp

〒470-2192

(住所不要)福祉課

●問い合わせ

・県統計課

工業統計グループ

☎ 052(954)6106

・役場広報情報課

内線288

工業統計キャラクター
コウちゃん



に属する事業所を対象に行われる重要な調査です。調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

●調査期間

5月中旬〜6月

●調査対象

従業者4名以上の全ての製造事業所

●調査方法

県知事が任命した統計調査員が5月中旬から調査票

を持って伺います。

※一部事業所では経済産業省から直接郵送で届きます。

●回答方法

・インターネットで回答する方法

・調査員に紙の調査票を提出する方法

※統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確な記入をお願いします。

土砂災害警戒区域 などの追加指定

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊のおそれがある区域として、3月30日に県が現在の19箇所から追加で7箇所の土砂災害警戒

区域および土砂災害特別警戒区域を指定しました。土砂災害から身を守るために「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけてください。

土砂災害警戒情報は緊急速報メール(受信料無料)、テレビ、ラジオなどで知ることができます。また、町からの災害時などにおける緊急情報にも注意してください。

・土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域の中にも住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域
※指定箇所の図面は「愛知県土砂災害情報マップ」
(<http://sabomaps.pref.aichi.jp/portal/>)で確認できます。

●土砂災害警戒区域等追加指定箇所

自然現象の種類	区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	緒川字与市山地区	○	○
	緒川字大狭間地区(猪伏釜交差点北東)	○	○
	緒川字赤坂地区	○	○
	緒川字三ツ池一区地区(給食センター南)	○	○
	石浜字町田地区(うのはな館(郷土資料館)北西)	○	○
	藤江字口蔵地区(藤江小学校南西)	○	○
	石浜字飛山池上地区(飛山池東)	○	○

自動車税・ 軽自動車税の 納付をお忘れなく！ 5月31日まで

■自動車税

4月1日現在、自動車を所有する方へ、5月上旬に県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストアなど

で納付してください。また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、インターネットバンキングやクレジットカードで納付することもできます(決済手数料がかかります)。名義変更・廃車などの手続きを他の方に依頼した自動車の場合は、それらの手続きが3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先に確認してください。また、転居などにより納税通知書が届かない場

合は、県税事務所に連絡してください。

●問い合わせ

知多県税事務所
☎0569(89)8176
(ダイヤルイン)

■軽自動車税

4月1日現在、軽自動車(バイクなどを含む)を所有する方へ、5月上旬に役場税務課から納税通知書を送ります。役場、金融機関、コンビニエンスストアなどで納付してください。
4月2日以降に名義変更・

廃車などの手続きをした場合でも、その年度の税額を全額納めていただきます。

●軽自動車税の減免

身体障がい、戦傷病、知的障がい、精神障がいの手帳をお持ちの方が所有する軽自動車の税額は、申請により減免される場合があります。

軽自動車の所有者は、障がい者本人に限ります(知的障がい、精神障がい、18歳未満の身体障がいがある方は、その方と生計を一にする方が所有者でも可)。

減免の対象となる障がいは、手帳の種類、区分、等級によって異なります。

●減免申請の手続き

納税通知書とともに手続きのお知らせを送ります。申請期限は5月24日(木)までです。

※自動車税の減免、バス乗用運賃助成、タクシー料金助成を受けている方は、軽自動車税の減免を受けられません。

●問い合わせ

税務課 内線119

町営住宅 入居者募集

●募集戸数 1戸

●募集住宅

半ノ木住宅12号

(森岡字半之木地内)

●間取り

2DK

●構造・階数
(6畳、4.5畳、6畳のDK)

木造・平屋建て

(平成17年度建築)

●家賃

11,600円

～22,900円

※収入によって決定

●敷金 家賃の3か月分

●入居予定日

7月1日(日)以降で町の指定する日

●入居資格

①一般入居者

- ・現に同居しようとする親族があること(単身入居の特例あり)
- ・現に住宅に困窮していることが明らかでないこと
- ・収入基準に該当すること
- ・国税および地方税を滞納していないこと
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと
- ②優先入居者
- 「20歳未満の子を扶養し

- ・現に同居しようとする親族があること(単身入居の特例あり)
- ・現に住宅に困窮していることが明らかでないこと
- ・収入基準に該当すること
- ・国税および地方税を滞納していないこと
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと
- ②優先入居者
- 「20歳未満の子を扶養し

ている寡婦もしくは寡夫」、「60歳以上の方」、「障がい者」など町長が定める要件の方で、かつ、収入基準月額10万4千円以下の方

※入居契約に際し、町内に居住する連帯保証人が必要

●申し込み

5月8日(火)～29日(火)

の平日に申込書などを問い合わせ先へ

※申込書などは5月1日(火)～29日(火)の平日に

問い合わせ先へ

都市計画課で配布

※入居は②優先入居者を優先するため、①一般入居者は入居できないことがあります。

●抽選日・場所

とき

6月5日(火)

午前10時～

・ところ

役場南庁舎 2階

南会議室2

●問い合わせ

都市計画課 内線267

オオキンケイギクを知っていますか？

この花を見かけたら
駆除してください

オオキンケイギクは、繁殖力がとても強く、もともと地域にいた植物を駆逐し、景観や生態系に大きな影響

を与えるため、栽培、運搬野外に放つことが禁止された「特定外来生物」に指定されています。

●オオキンケイギクの特徴

・5～7月にかけて、5～7センチほどの黄色い花を咲かせます。

・高さは50～70センチ程度です。

・葉は、茎の下の方につき、両面に荒い毛のようなものがあります。

●駆除方法

庭先や畑にオオキンケイ

ギクが生えている場合は、ご自身で駆除を行ってください。公共の場所や持ち主がわからない空き地で見かけた場合は、問い合わせ先へ連絡してください。

①種をつける前(梅雨頃)に根から引き抜き、2・3日放置してよく乾燥させる。

②乾燥したオオキンケイギクは、種を撒き散らさないよう慎重に町指定ごみ袋に入れ、しっかりと口を閉めてから「もえるご

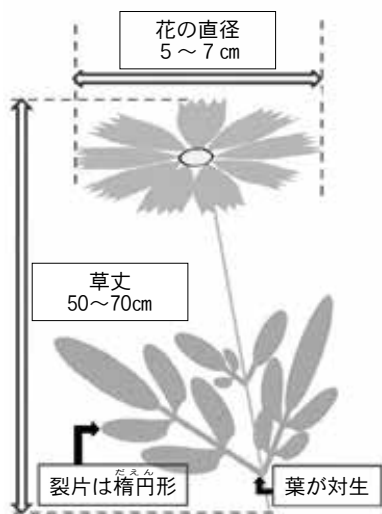
み」として地区のステーションに出す。

み」として地区のステーションに出す。

※オオキンケイギクは、多年生植物のため、根から引き抜いてもまた生えてくる場合があります。根気よく駆除を行ってください。

●問い合わせ

環境課 内線282



九州地方環境事務所ホームページより引用

**あなたも
ホームセラピスト
家庭で使える
お守りアロマ**

マイプロ講座

天然のエッセンシャルオイルを使ってご家庭でのホームケアを学びませんか。

ハンドマッサージを体験し、スキンケアの大切さを感じましょう。

●**とき**

6月13日、27日、7月11日、25日、8月8日
(各水曜日 全5回)

午前10時～正午

●**ところ** 文化センター

●**対象**

町内在住、在勤の子育中(赤ちゃんから高校生ま

で)の保護者、アロマに興味のある方

※子ども連れでも可

●**定員** 10組(先着順)

※定員の半数に満たない場合は中止します。

●**講師**

日本ホリスティック

アロマライフ協会

アドバイザー

有村 淑子氏

●**受講料** 400円

●**材料費**

2,500円(5回分)

●**初回徴収**

●**持ち物**

タオル2枚(ハンドタオルでも可)、筆記用具

●**申し込み**

5月8日(火)午前8時30分

分から受講料を問い合わせ先へ

●**問い合わせ**

文化センター

☎(83)9567

マイプロデュース講座

マイプロデュース講座は、教えた人が自らプロデュースし、講座を運営する講座です。



**知北霊園墓地
1次募集**

知北平和公園組合では、墓地使用者を次のとおり募集します。

※遺骨がない方は、7月中旬に行う予定の2次募集に応募してください。

●**対象**
次の条件をすべて満た

募集概要

種別	募集区画数	永代使用料	維持管理料
4.0㎡墓地	10区画	60万円	年額 3,240円 (1年未満でも1年とみなします。)
3.2㎡墓地	40区画	48万円	
計	50区画		

す方

・平成30年1月1日以前から引き続き東浦町、東海市、大府市に住所を有し、現在、墓地・納骨堂

の。コピー不可)…1通

・戸籍謄(抄)本(申請者と死亡者の続柄がわかるもの)…1通

●**申し込み**

5月9日(水)～15日(火)

の午前9時～午後5時に申請者本人または家族の方が

必要書類を問い合わせ先へ

※土日も受付可

※墓地募集案内書と申請書

は、知北平和公園組合事務所または役場環境課で

配布

※申し込みは1世帯につき

4.0㎡または3.2㎡墓地のどちらか1区画。区画の指

定不可

※当選を辞退した方は辞退した日から1年間申込不可

●**抽選日・場所**

・とき

5月25日(金)

午前9時～

・ところ

知北平和公園組合

管理事務所

●**問い合わせ**

知北平和公園組合

☎(48)5511